

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年1月31日作成)

法令名	北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例		
根拠条項	第12条第2項		
許可等 の種類	指定種子生産ほ場に係るほ場審査及び生産物審査		
法令の定め	<p>指定種子生産ほ場を経営する者は、次に掲げる審査を受けなければならない。</p> <p>(1) ほ場審査 指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物等の生育状況、成熟状況等についての審査</p> <p>(2) 生産物審査 指定種子生産ほ場で生産された優良品種の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等についての審査</p> <p>2 前項各号に掲げる審査は、指定種子生産者からの請求により行うものとする。</p>		
審査基準	北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例事務取扱要領別記3の第2の1及び第3の1による。		
標準処理期間	総期間	日・月 ()	
	経由機関	日・月 ()	
	協議機関	日・月 ()	
	処分機関	日・月 ()	
	※ほ場審査は、対象ほ場が適切な生育段階に達した時に、生産物審査は対象種子が成熟し、収穫・調整等が行われた後に行われるものであり、作物によって審査請求から審査までの期間が異なることから、標準処理期間は設定していない。		
処分担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・原原種ほ 農政部生産振興局農産振興課（調整係）（電話番号：011-204-5982） ・原種ほ及び採種ほ 各総合振興局・振興局産業振興部農務課生産振興（農産）係 		
申請先	<ul style="list-style-type: none"> ・原原種ほ 農政部生産振興局農産振興課（調整係）（電話番号：011-204-5982） ・原種ほ及び採種ほ 各総合振興局・振興局産業振興部農務課生産振興（農産）係 		
問い合わせ先	農政部生産振興局農産振興課（調整係）（電話番号：011-204-5982）		
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/shinsaki.jun.html)		